

半導体テスト技術者検定 法人オンサイト受験規約

本半導体テスト技術者検定法人オンサイト受験規約（以下「本規約」といいます。）は、一般社団法人パワーデバイス・イネーブリング協会（以下「当協会」といいます。）が提供する、半導体テスト技術者検定法人オンサイト受験サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用規約です。

第1条（契約成立の流れ）

- (1) 本サービスを利用する法人（以下「お客様」といいます。）が当協会に対し、当協会所定の本サービスの申込書（以下「申込書」といいます。）により本サービスの利用の申込みを行った後、本協会からお客様に対し、見積書及び注文書を電子メール又は郵送の方法（以下「電子メール等」といいます。）で送付します。お客様が注文書に記入を行ったうえで、当協会に対し、注文書を電子メール等で送付し、当協会が受領した時点で、お客様と当協会との間で本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます。）が成立するものとします。
- (2) 本規約の内容は全て本契約の内容に含まれますものとします。
- (3) お客様は申込書において本契約に関する担当責任者（以下「本担当責任者」といいます。）を定め、当協会は本担当責任者を窓口としてお客様と本契約に関するやり取りを行うものとします。

第2条（受験日）

本サービスに基づいて半導体テスト技術者検定（以下「本検定」といいます。）を受験する日（以下「受験日」といいます。）は、お客様が指定し、注文書に記載された日とします。ただし、お客様が受験日として指定できるのは原則として申込書記載の申込日から 60 日以降の日とします。

第3条（本サービスの利用料金等）

- (1) 本サービスの利用料金は、検定種別と受験者数に応じ、別紙 1 「半導体テスト技術者検定オンサイト受験利用料金表」の通りとします。
- (2) 第4条第1項に基づき受験者数が確定した時点で、確定した受験者数（以下「確定受験者数」といいます。）に応じた前項の一人当たりの料金に確定受験者数を掛けた料金が本サービスの利用料金（以下「利用料金」といいます。）として確定します。ただし、第5条に基づき受験者数の変更があった場合は、お客様は同条に基づき利用料金を支払うものとします。
- (3) 当協会は、お客様に対し、受験日から 1 週間程度を目途に、利用料金及び第7条第1項に基づきお客様が当協会に受験会場の手配を委託した場合にかかった一切の費用の請求書を電子メール等で送付するものとします。お客様は、当該請求書に従い、当該請求書に記載された金額を当協会の指定口座へ、請求月の翌月末日までに振込むものとします。ただし、振込手数料はお客様の負担とします。

第4条（受験者数の確定等）

- (1) お客様は、当協会に対し、当協会が別途定める様式の「受験者リスト」を、受験日の 14 日前までに提出するものとし、当協会が当該受験者リストを受領した時点で受験者数が確定するものとします。
- (2) お客様は、受験者リストにおいて、申込書記載の受験者数から人数の変更をすることができます。ただし、原則として申込書記載の受験者数の 20 パーセント以上の増減の変更はできません。20 パーセント以上の増減の希望がある場合、当協会と別途協議するものとします。

第5条（確定以降の受験者数の変更）

- (1) お客様は、前条第1項に基づき受験者数が確定した以降であっても、確定受験者数の 10 パーセントの人数までは受験者数を増加することができます。ただし、お客様は第3条1項に基づき増加受験者数分の料金を支払うものとします。

- (2) お客様は、前条第1項に基づき受験者数が確定した以降は、受験者数を減少することはできません。受験者数が減少した場合であっても、お客様は第3条第2項に基づき確定した利用料金を支払うものとします。

第6条（キャンセル料金）

- (1) 本契約成立後のキャンセルについては、以下のとおりキャンセル料金が発生するものとします。
- | | |
|-----------------|-----------------|
| ①受験日の60日前 | : 利用料金の50パーセント |
| ②受験日の30日前 | : 利用料金の80パーセント |
| ③受験日の14日前～受験日当日 | : 利用料金の100パーセント |
- (2) 前項の規定にかかわらず、当協会がお客様から第4条第1項に規定する受験者リストを受領した時点以降のキャンセルは、利用料金の100パーセントのキャンセル料金が発生するものとします。
- (3) 本条に基づきキャンセル料金が発生した場合、当協会はお客様に対し、キャンセル料金に関する請求書を電子メール等で送付するものとします。お客様は、当該請求書に従い、当該請求書に記載された金額を当協会の指定口座へ、請求月の翌月末日までに振込むものとします。ただし、振込手数料はお客様の負担とします。

第7条（受験会場）

- (1) 本検定を受験する会場（以下「受験会場」といいます。）は、お客様ご自身で手配頂く場合と、お客様が当協会に手配を委託する場合があり、お客様の申込書の記載により決定します。いずれの場合であっても、会場の手配にかかる一切の費用（以下「会場費用」といいます。）はお客様が負担するものとします。
- (2) 受験会場は、本検定の試験時間90分及び準備、後片付け等の時間として試験時間の前後各60分の合計210分以上の間、利用可能な状態で確保するものとします。
- (3) お客様が受験会場を手配する場合、本担当責任者が会場手配について責任を負うものとし、受験日の前日までに、受験会場が第9条に定める本運営マニュアルに規定する受験会場に適した場所であることの確認を、お客様の責任において行って頂くものとします。お客様が手配をした会場が本運営マニュアルの規定に適合しない会場であり当協会が本サービスを実施できないと判断した場合であっても、当協会は一切責任を負いません。
- (4) お客様が当協会に受験会場の手配を委託する場合、当協会は、お客様に対し、第3条第3項に基づき会場費用を請求するものとします。

第8条（受験者）

本検定は、お客様が雇用される個人のみとします。受験会場では、社員証又はそれに準じる身分が証明できる書面により本人確認を行います。

第9条（本サービスの実施）

- (1) 本サービスの資材の送付、受験会場における準備、本検定の実施、受験終了後の対応、受験者の注意事項、その他本サービスの実施に関する事項は、本規約に定めるもののほか、当協会が別途作成しお客様に交付する運営マニュアル（以下「運営マニュアル」といいます。）及び「半導体テスト技術者検定法オソシサイト受験注意事項」（以下「受験注意事項」といいます。）に定めるところによるものとします。
- (2) 運営マニュアルは、受験日より14日前を目途に、当協会から本担当責任者宛に対し、電子メール等の方法により送付するものとします。
- (3) お客様は運営マニュアルの内容を遵守するものとし、本担当責任者本運営マニュアルの内容を責任をもって確認し実行するものとします。本担当責任者は、受験をするにあたり必要な事項として受験注意事項及び運営マニュアルに記載されている事項を受験者に対して周知させるものとします。

第10条（総責任者）

当協会は、本サービスの実施に関する総責任者（以下「総責任者」といいます。）を定

めます。総責任者は、原則として当協会から派遣する試験監督官の中から当協会が選任し、本サービスの実施にあたり指揮監督を行うものとします。

第 11 条（受験者の注意事項）

- (1) 受験者は、受験注意事項に同意をしなければ本検定を受験できないものとします。お客様は、受験者に対し、受験注意事項に同意するよう通知するものとします。受験者が受験注意事項に同意をしなかったことにより技術者検定を受験できなかった場合、当協会は責任を負いません。
- (2) 受験者は、受験注意事項を遵守し、総責任者及び試験監督官（以下「試験監督官等」といいます。）の指示に従うものとします。
- (3) 受験者が次のいずれかに該当する行為を行った場合、総責任者及び当協会の判断により、試験監督官等による注意・警告、手荷物の確認、受験会場から退出、試験の採点拒否、試験結果の無効化等の処分を行うことがあります。
 - ①受験注意事項を遵守しない場合
 - ②試験監督官等の指示に従わない場合
 - ③カシニング、電子機器の使用、受験者以外の者が受験者本人になりすまして受験する、試験時間を守らないで解答する等、不正と認められる行為をした場合
 - ④試験の運営や他の受験者に迷惑になる行為をした場合
 - ⑤その他総責任者が不適切な行為であると判断した場合

第 12 条（受験結果の通知）

受験結果の通知は、受験日から 30 日程度を目途に、当協会が本担当責任者に対し、郵送の方法により送付するものとします。

第 13 条（受験結果の通知に関する当協会の免責）

当協会は、お客様が受験結果の通知により得た受験者の情報（以下「本情報」といいます。）をどのように使用するかについて一切関知せず、お客様の責任において本情報を使用頂きます。受験者からの、本情報又は本情報の使用に関する問合せ、クレームその他の連絡については、お客様の費用と責任において対応するものとします。

第 14 条（個人情報保護）

- (1) 本サービスに関する個人情報の取扱いは、当協会が定めホームページに掲載している個人情報保護方針（以下「本個人情報保護方針」といいます。）によるものとします。
- (2) 当協会は、お客様及び受験者の個人情報を、本検定の採点のため、採点業務を委託する業者（以下「本業務委託者」といいます。）に開示又は提供することがあります。お客様は、本契約が成立した時点で当協会がお客様及び受験者の個人情報を本業務委託者に開示又は提供することに同意したものとみなされます。

第 15 条（本サービスの中止、中断、変更、終了）

- (1) 当協会は、以下のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中止、中断又はその内容を変更できるものとします。
 - ①輸送機関のトラブル、天変地変、火災、停電、戦争、その他当協会の責に帰さない事由により、本サービスの提供が困難となった場合
 - ②その他本サービスを提供できない合理的な理由が生じた場合
- (2) 当協会は、本条第 1 項に基づき本サービスの提供を中止、中断又はその内容を変更する場合、あらかじめその旨をお客様に通知するものとします。ただし、緊急の場合は、この限りではありません。
- (3) お客様は、当協会が本条第 1 項に基づき本サービスの提供を中止する場合、準備手数料として本サービス料金の 50 パーセントを支払うものとします。ただし、別途協議により変更手続きのために必要な費用を支払ったうえ、受験日程を変更して本サービスの提供を受けることができるものとします。

2018 年 3 月 26 日 制定・施行